



家庭ごみの出し方について

4月1日からごみの出し方が変わります。3月に配布しました「ごみ収集計画表」をよく見て、決められた曜日・時間帯に所定のごみ集積所へごみを出してください。

4月1日からの変更内容

区分	これまで	4月1日以降	備考
可燃ごみ	毎週月・水・金曜日	毎週月・水・金曜日	変更なし
不燃ごみ	毎月第1・3・4・5土曜日	毎月第4木曜日	
可燃性粗大ごみ	毎月第2土曜日	毎月第4火曜日	
不燃性粗大ごみ	毎月第2木曜日	毎月第2木曜日	変更なし
資源物	缶類	毎月第1・3・4・5火曜日	毎月第1・3・5火曜日
	びん類・ペットボトル	毎月第1・3・4・5木曜日	毎月第1・3・5木曜日
	紙類	毎月第2火曜日	毎月第2火曜日

品目	処理相談先
テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫(家電4品目)・パソコン	・購入した電化製品販売店
自動車解体部品(タイヤ・バッテリー・バンパー・廃油など)	・ガソリンスタンド ・カーショップ ・解体許可業者
農業用プラスチック(ハウスビニール・肥料用袋など)	・五霞町産業課
電気カーペット・電気毛布・消火器・ブロック・農機具など	・購入した販売店 ・専門処理業者
2mを超える大型ごみ	・購入した販売店 ・専門処理業者

ごみ集積所に
出せないごみ
次に掲げるごみはごみ集積所に出すことができませんので注意してください。

事業所から出るごみについて

事業所から出るごみは、ごみ集積所に出すことができません。町で許可を出している許可業者と契約をして、法律に基づき適正な処理を行うようお願いいたします。



ごみ集積所に出すことのできないごみのうち、処理困難物(電気カーペット・電気毛布・消火器・ブロックなど)については、年2回有料による回収を実施しています。平成20年度については、9月と3月(いずれも日曜日)に実施を予定しています。詳細は、広報ごこの当月号でお知らせします。

処理困難物について

野焼きの禁止について

ごみの野外焼却(野焼き)については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で一部例外を除き禁止とされています。しかしながら、現在も庭先でドラム缶などを利用し、一般家庭から出るごみを野焼きしている方が見受けられます。

ごみを燃やすことで、悪臭や煙が洗濯物に付いたり、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人体への影響が心配される場合があります。また、火災の発生原因にもなりかねません。家庭から出るごみは、きちんと分別してごみ集積所へ出すようお願いいたします。

再度繰り返しますが、野焼きは法律で一部例外を除き禁止されています。これに違反した場合は、5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金が科せられますので、絶対に野焼きをしないようお願いいたします。



お問い合わせ
建設環境課 生活環境グループ
☎(84)3618

ごみ処理施設の移転について

各家庭から出されたごみは、これまで境町にある「さしま環境センター」において処理をしておりましたが、4月1日から、坂東市に建設された新ごみ処理施設「さしまクリーンセンター寺久」へ移転することになりました。

4月1日以降、ごみを施設へ直接搬入する場合には、坂東市の施設となりますので、注意してください。



施設のお問い合わせ
さしまクリーンセンター 寺久
☎0297(20)9977